

十勝保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、十勝保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項。

(組織)

第3条 連携推進会議は、次に掲げる者で組織し、別表に定める団体・機関の推薦に基づき十勝総合振興局長が委嘱する者及び第6条により設置する部会の長で構成する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
 - (2) 保健医療福祉サービスの提供者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他必要と認められる者
- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 連携推進会議に委員の互選により、会長を置く。

- 2 連携推進会議に副会長1名を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、連携推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要の都度会長が招集する。ただし、会長が不在のときは、十勝総合振興局保健環境部長が招集することができる。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を進行する。
- 3 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第6条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、連携推進会議の委員及び別表に定める団体・機関が推薦する者その他十勝総合振興局長が適当と認める者をもって組織する。
- 3 部会委員の任期は、第3条第2項と同様とする。
- 4 専門部会で協議した結果は、適宜、連携推進会議に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 事務局は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携推

進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年 4月15日から施行する。

平成22年 4月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成26年 6月25日一部改正

平成29年 3月29日一部改正

平成29年10月17日一部改正

別表

帯広市医師会	とがち広域消防局	更別村
十勝医師会	帯広市	大樹町
十勝歯科医師会	音更町	広尾町
北海道薬剤師会十勝支部	士幌町	幕別町
北海道看護協会十勝支部	上士幌町	池田町
北海道老人保健施設協議会	鹿追町	豊頃町
北海道理学療法士会十勝支部	新得町	本別町
北海道作業療法士会十勝支部	清水町	足寄町
帯広市介護支援専門員連絡協議会	芽室町	陸別町
十勝社会福祉連絡協議会	中札内村	浦幌町